



国際標準化の役割と課題

一般財団法人 日本品質保証機構
特別参与

Kiyoto Mitsui
三井清人

「国際標準化」という言葉は 1980 年代から新聞やテレビによく登場するようになり、広く知られるようになった。その背景には、その頃から各国の政治経済にとって国際標準化が重要な課題となり、また、人類共同で取り組むべき課題、例えば、環境保護、資源有効利用、生物多様性保護などが浮上したという事情がある。国際標準化の主題は多岐であり、また、時代と共に変化するが、ここでは ISO（国際標準化機構）及び IEC（国際電気標準会議）の活動を中心に基本的事項を説明し、近年重視されている課題について述べる。

1. 標準化の要素と原則

（標準化の意味）

ISO と IEC は、共同の用語集 ISO/IEC Guide 2 において、標準化（standardization）を次のように定義している。

「標準化」とは、実在の問題、又は起こる可能性がある問題に関し、与えられた状況において最適な程度の秩序を得ることを目的として、共通に、かつ繰り返して使用するための「取決め（provision）」を確立すること。

この定義の「備考」において、標準化活動は「規格」を作成し、発行し、実施する過程からなること、標準化がもたらす重要な利益は、製品、プロセス及びサービスの意図した目的に対する適切性の改善、貿易障害の防止、及び技術協力の促進であることが説明されている。一般人の誤解を防ぐための注意点は、標準化の目的が製品の画一化ではなく、該当する状況下で最適な程度の秩序を得ること、という点である。これは、国際レベルの標準化において特に重要であり、各国の地理的、文化的、社会的な事情の違いに配慮した最適の秩序をめざす活動が行われている。活動の舞台である国際標準化機関（ISO、IEC、ITU）では、加盟国メンバーボディのコンセンサスに基づいて、国際規格及びその他の規范文書（指針、勧告、技術仕様など）の制定が行われている。

（標準化の目標と対象）

上記の Guide 2 は、様々な状況に応じて活動の目標を複数示しているが、近年特に重視されるのは次の 4 点である。

- ① 互換性・両立性・相互操作性の確保（システム、ネットワークのニーズの規定）
- ② 品質の確保（製品特性がニーズを満たすことを確認するための要求事項の規定）
- ③ 多様性の調整（規模の経済性、スケールメリットを考慮した多様性の調整）
- ④ 情報提供（多種・多数の規格利用者の相互理解を促進するための情報提供）

国際標準化の対象は、一般に「製品、プロセス及びサービス」という言葉で表されてきたが、近年では管理システム（マネジメントシステム）が重要な対象となり、一方、現在では「製品（product）」の定義に「サービス」が含まれていることから、標準化の対象を「製品、プロセス及びシステム」という言葉で表すこともある。「プロセス」とは、相互に関連する一連の活動を意味し、「製品」は「プロセスの結果」と定義されている。

（国際規格の作成）

国際規格の作成作業は、ISO/IEC 専門業務用指針（ISO/IEC Directives）に基づいて実施され、分野別の技術委員会（TC）による原案作成、メンバーボディによる採否投票とコメント提出、それらに基づく原案修正という過程が、コンセンサスに到達するまで重ねられる。各種の規格は、その目的と役割によって一般に次のように分類される。

- ① 基本規格（用語・定義、分類、文字変換コード、規格開発方法など）
- ② プロセス規格（試験方法、電子データ交換、IT インターフェイスなど）
- ③ 製品規格（製品の種類・サイズ・等級、各種製品の特性・安全性など）
- ④ 管理システム規格（品質、環境、リスクなどに關するマネジメントシステム）

それぞれのタイプに応じて規定すべき事項が業務

指針に定められており、規格適合性の実証が必要な場合は「要求事項 (requirements)」を明確に規定しなければならない。

2. 国際標準化をめぐる近年の動き

国際標準化活動は 20 世紀初頭に始まったが、そのきっかけは人類にとって新規の技術分野である電気が実用化されたことで、国際会議によって電気諸量の単位の定義、電線・コネクタ・スイッチなどの規格化が行われ、1906 年に IEC が設立された。電気以外の分野における国際標準化活動は 1928 年に始まったが、欧州における戦争の脅威などで中断し、ISO が正式に発足したのは 1946 年のことである。

第二次大戦後、貿易の拡大と共に国際規格の役割が次第に高まったが、1970 年代後半に大きな動きがあった。それは、GATT (ガット、一般関税貿易協定) の多角的交渉において、各国の法規制の調和による貿易促進が論点となり、調和の基盤として国際規格を活用する方針が合意されたことによる。1980 年、技術的貿易障害に関するガット協定が結ばれ、基準適合性を確認する手続きとして国際規格の内容が広く使われるようになり、他国で行われた試験・認証の結果の相互承認が促進された。

この動きの中、製品の供給者や適合性評価機関の信頼性を確認する手段として品質マネジメントシステム(QMS)が重視されるようになり、国際規格 ISO 9000 シリーズの初版が 1987 年に制定された。企業組織によるこの規格の利用と、それらの企業に対する規格適合性を保証 (QMS 認証) が 1990 年代から広範かつ急速に普及した。QMS 規格は、あらゆる組織に適用できる一般要求事項を規定したものであるが、その後、特定の分野の要求事項と組み合わせた形のマネジメントシステム規格の開発が進み、中でも環境マネジメントシステム (EMS) が広く使われている。

3. 市場で注目されている課題

(適合性評価に関する規格とガイド)

国際標準化の重要な目標の一つである貿易障害の防止には、基準適合性の証明及びその根拠となる試験データの相互承認が重要であり、その実現には試験・認証を実施した機関の能力 (管理能力及び技術的能力) を客観的な方法で実証する必要がある。その場合の基準となる一般要求事項を規定した ISO/IEC 共同の基準文書の作成が 1970 年代後半に始まり、現在では「適合性評価の工具箱」と呼ばれる一連の規格及びガイド約 40 編が用意されている。その中のベストセラーは試験所の能力に関する一般要求事項を規定した規格 17025 であり、これに加えて製品認証機関に対

するガイド 65、システム認証機関に対する規格 17021、供給者適合宣言 (SDoC) に関する規格 17050 などが世界的に利用されている。今後、これらの規格・ガイドの体系的整備をさらに進め、社会活動のあらゆる場面で使い易いものとするのが課題である。

(社会的責任への取組み)

貿易、技術支援、環境保護などに関する国際協力を進展させる上で、関係するすべての組織が社会的責任 (SR: Social Responsibility) について方針を定め、運営に反映させることが重視される。ISO におけるこの問題の発端は、企業の社会的責任 (CSR: Corporate Social Responsibility) に対する消費者の要請であったが、技術管理委員会 (TMB) での議論の結果、すべての組織を対象とする国際規格を作成する方針が決められた。専門委員会による作成作業が 2005 年に開始され、多数の参加メンバーによる議論と投票の結果、2010 年に ISO 26000 「社会的責任に関する手引 (Guidance on Social Responsibility)」が発行された。この規格は、その序文で述べているように、社会的責任の基本原則、中核主題及び課題、並びに実践方法の手引を示すものであり、認証の基準として使うことを意図していない。今後、この規格をどのような方法で有効利用するかが課題であり、各国・各界での成行きに注目する必要がある。ここでは、規格 ISO 26000 に示された 7 つの原則と 7 つの中核主題を紹介するにとどめる。

(社会的責任の7つの原則)

- ① 説明責任 (Accountability)
- ② 透明性 (Transparency)
- ③ 倫理的な行動 (Ethical behaviour)
- ④ ステークホルダーの利害の尊重 (Respect for stakeholder interests)
- ⑤ 法の支配の尊重 (Respect for the rule of law)
- ⑥ 国際行動規範の尊重 (Respect for international norms of behaviour)
- ⑦ 人権の尊重 (Respect for human rights)

(社会的責任の7つの中核主題)

- ① 組織統治 (Organizational governance)
- ② 人権 (Human rights)
- ③ 労働慣行 (Labour practices)
- ④ 環境 (The environment)
- ⑤ 公正な事業慣行 (Fair operating practices)
- ⑥ 消費者課題 (Consumer issues)
- ⑦ コミュニティ参画及び開発 (Community involvement and development)